

お 知 ら せ

関係者各位

令和 6 年 1 0 月 1 日
国 土 交 通 大 臣

起業者 国土交通大臣が施行する一般国道 2 7 号改築工事（西舞鶴道路）は、令和 6 年 10 月 1 日付けで土地収用法に基づく事業の認定の告示があり、事業の認定の告示のあった起業地の範囲においては、下記の効果が発生していますので、お知らせします。

記

- 1 土地等に対する補償金は、事業の認定の告示の時ににおける土地の価格を基準として算定します。
- 2 事業の認定の告示があった後、土地又は物件等に関して新たに権利を取得された人は、既存の権利を承継した場合を除き、損失の補償を請求することはできません。
- 3 事業の認定の告示があった後、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて京都府知事の承認を得ていなければ、これに関する損失の補償を請求することはできません。
- 4 事業の認定の告示があった日から、土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人は、起業者に対して、収用又は使用の裁決を申請すべきことを請求し、また裁決の申請の請求とあわせて土地等に対する補償金の支払を請求することができます。
- 5 起業者が収用又は使用の裁決を申請すると、土地所有者又は関係人は、裁決の申請があった土地について、京都府収用委員会に対して、明渡裁決の申立てを行うことができます。
- 6 事業の認定の告示があった後、何人も京都府知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をすることはできません。
- 7 起業地の範囲を表示する図面は、舞鶴市 建設部 国・府事業推進室 国・府事業推進課（西支所4階）において縦覧され、どなたでもご覧いただけます。
- 8 その他詳細については、土地収用法を参照してください。また、補償等の内容を記載した小冊子を以下の場所において配布していますので、ご希望の方はお申し出ください。

ご不明な点がありましたら、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所用地第二課へお問い合わせください。

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 用地第二課
TEL 0773-22-5104 （代）
住所 〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14